

工事（業務）請負契約書の作成について

「余裕期間制度」を採用している工事

下記のとおり契約書を作成のうえ、**落札日（落札日を1日目とする）から7日以内**（7日目が閉庁日の場合は、翌閉庁日）に関係書類をまとめて提出して下さい。

1. 契約年月日 契約書の提出日として下さい。
2. 工期 契約日の翌日から設計書記載の日数または期限として下さい。
3. 提出書類

【落札日から7日以内に提出】

- (1) 契約書（2部） ※1部に所定額の収入印紙を貼付
 - ・請負額50万円未満の場合 請書（2部）
 - ・請負額50万円以上の場合 請負契約書【約款付】（2部）※捨印 契約書（かがみ）の上部、請負契約約款の1・3ページの上部に押印
※割印 契約書袋綴じの場合と、袋綴じをしない場合で異なります。
※消印 収入印紙に消印
- (2) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書（届出年月日は契約日、期間は決算期間）
- (3) 契約保証金（請負代金額（消費税含む）の10分の1以上）
※次のいずれかの契約の保証を付すること。
 - (イ) 契約保証金（現金）を納付
 - (ロ) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手（※注1）
 - (ハ) 銀行又は建設業保証事業会社の保証
 - (ニ) 公共工事履行保険契約
 - (ホ) 公共工事履行保証証券による保証
 - (ヘ) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債※契約金額により免除（無保証）の範囲がありますので担当係員に確認して下さい。

【工事の始期の前日までに提出】

- (4) 現場代理人等通知書（2部 発注者用・受注者用）
※下記添付書類は1部
 - ・技術者の該当工事発注業種の資格証（写し）を添付
※契約検査課が取扱う工事等で、技術職員名簿に記載のある技術者が主任技術者となる場合は省略可
 - ・技術者、現場代理人の雇用関係を証明できるもの（※注2）を添付
- (5) 建退共証紙購入（当初・変更）申告書 ※下記 5.その他を参照
 - ・建退共掛金収納書（契約者が発注者へ）を添付

【工事の始期から14日以内に設計担当者に提出】

- (6) 工程表、内訳明細書（1部）

※注1…大分銀行 中津市役所出張所では現金のみの取扱いとなるため、小切手の場合は通常と提出方法が異なります。

契約検査課にて契約保証金の納付書を発行しますので、金融機関にて納付後、契約保証金領収書をその他契約書類と共にご提出ください。
領収書と契約書の提出期限は同日です。ご注意ください。

※注2…雇用保険被保険者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し

5. その他

建設業退職金共済制度 掛金納付の考え方について

※下記は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものである。

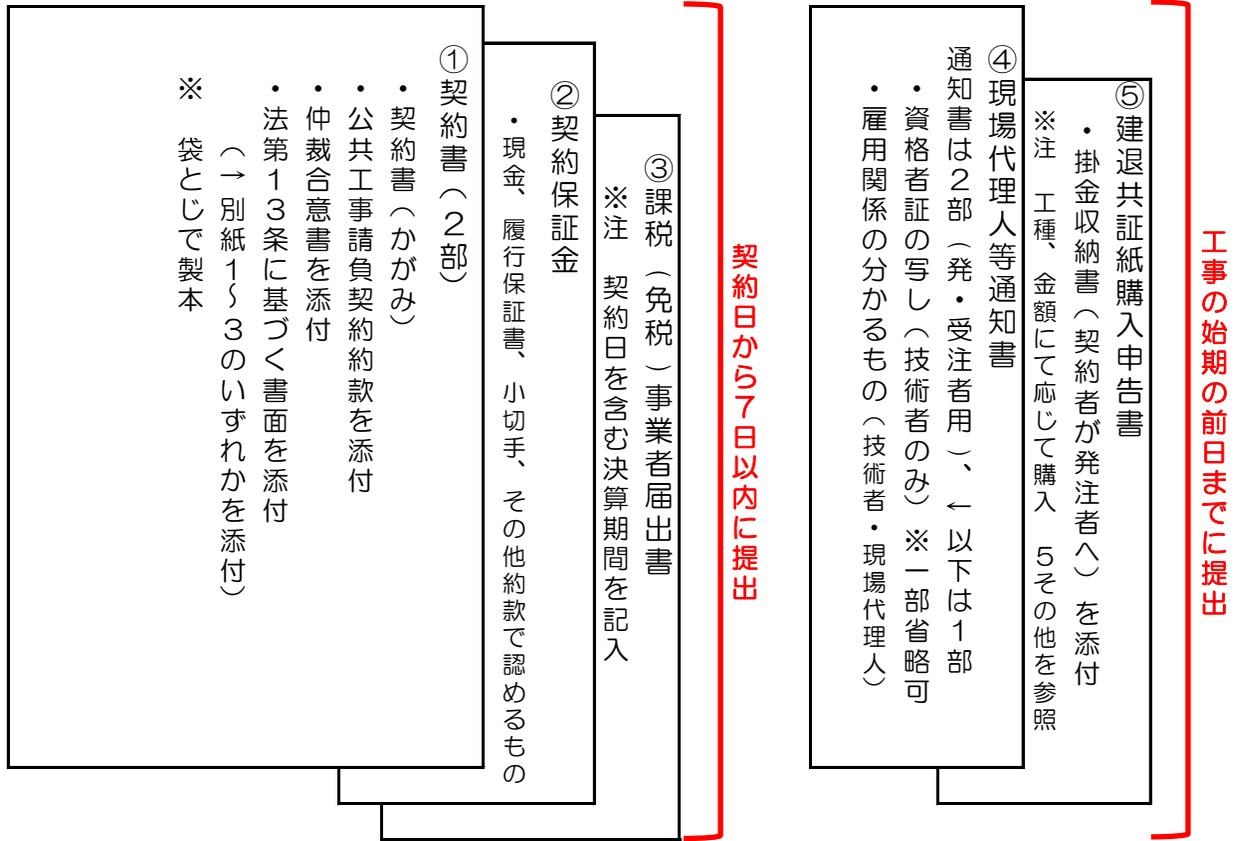
総工事費	工事種別	土 木					
		舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他土木
0 ~	9,999 千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ~	49,999 千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ~	99,999 千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ~	499,999 千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
	500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

総工事費	工事種別	建 築		設 備	
		住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
0 ~	9,999 千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ~	49,999 千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ~	99,999 千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ~	499,999 千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
	500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

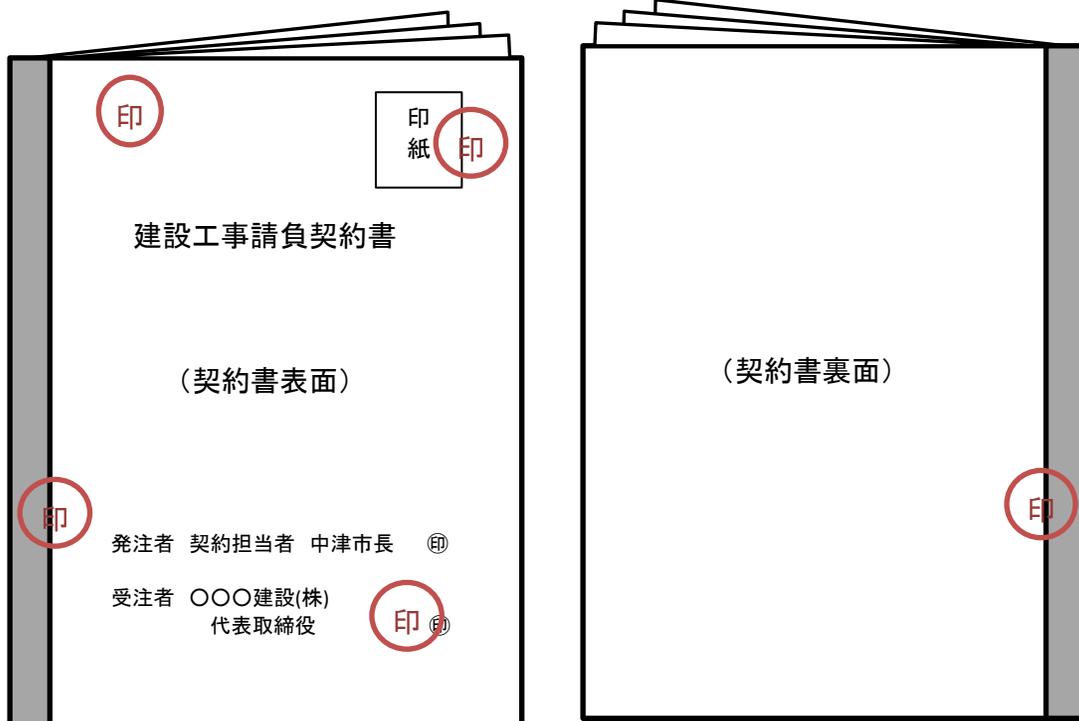
(注) 総工事費とは、請負契約額（消費税相当額を含む。）と無償支給材料評価額の合計額をいう。

工事（業務）契約書書類綴り一覧表

「余裕期間制度」を採用している工事



⑥ 工程表、内訳明細書は工事の始期から14日以内に設計担当者（監督員）に提出して下さい。



※工事を施工しない日・時間帯を定めない場合は、契約書（かがみ）上部の余白に捨印をお願いします。

※約款の1、3ページの上部余白にも捨印をお願いします。

※仲裁合意書にも押印が必要です。